

2023年2月24日

エコアクション21
認証・登録事業者様

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

エコアクション21認証・登録手続規程等の改訂について（ご案内）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はエコアクション21に熱心にお取り組みいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、2月6日付のメールでご案内させていただきましたように、エコアクション21ガイドライン2017年版の改訂に伴い、これまで審査員からご請求させていただいていた審査費用（審査料及び旅費交通費）は、2023年4月10日以降に審査申込みがあった案件から、中央事務局よりご請求させていただくこととなります。

※詳細は2月6日付の案内 (<https://www.ea21.jp/news/4744/>) をご参照ください

それに伴い、「エコアクション21認証・登録手続規程」を改訂しましたので、ご案内させていただきます。

主な改定点は、次のとおりです。

○審査費用の請求に係る変更

- ・改定後の手続規程の「9.認証・登録料及び審査費用」 ほか

○審査費用の請求以外のEA21ガイドライン2017年版への対応等に伴う変更

- ・改定後の手続規程の「2-4.業種別ガイドラインと適用事業者」
- ・改定後の手続規程の「17.認証・登録の一時停止及び解除について」
- ・改定後の手続規程の「18.認証・登録の取消について」 ほか

改訂された手続規程は2023年4月10日以降、適用させていただきます。

また、認証・登録手続規程の改訂に合わせて、「エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書」も改訂させていただきました。

主な改定点は、次のとおりです。

○手続規程の改訂に伴う変更

○暴排条項の新設

認証・登録契約書につきましては、2023年4月10日以降の更新契約から適用させていただきます。

つきましては、改訂版の事務規程及び契約書、並びにそれぞれの新旧対照表を添付ファイルにてご送付させていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

ご質問等がある場合は、担当する地域事務局又は中央事務局の問合せ先までお願いします。

今後とも、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

何卒、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬 具

【問い合わせ先】

エコアクション21中央事務局

担当：大井、小池

E-mail：info@ea21.jp